

2018年9月28日

[明石市教育長への要求書]

明石市労働組合連合会

明石市臨時・非常勤職員ユニオン

学校給食臨時調理支援員に関する要求書

日々、ご健勝のことと存じます。

平素は、臨時調理支援員に対しまして労働条件改善にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、私たちの小学校給食職場においては、調理員の欠員やアレルギー加配・プール要員などの対応に臨時調理支援員が定数に入り、正規職員と同じ調理業務をこなしています。

アレルギーマニュアルの改定や、毎年増える給食のメニューへの対応など、より安全で美味しい給食を作るためには調理員の豊富な経験と知識、そしてチームワークが必要とされ、今や臨時調理支援員は給食職場になくてはならない人材となっています。

しかし、私たちの雇用形態は新臨時職員制度が導入され、3年雇用となりました。今年度で雇用期間が満了となる支援員は8名となっています。民間委託が進められている中で来年度の一般公募試験が実施されるかどうかも明確ではありません。雇用が打ち切りになるとたちまち生活が成り立たなくなり、常に雇用不安がつきまとうことにより、調理業務に専念しにくいのが現状です。

また、2017年5月11日に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が国会で成立しました。2020年4月施行とされている新制度への移行において、私たちの雇用形態や勤務労働条件がどのように変わるのかについても大きな不安を抱いています。制度移行にあたって、勤務労働条件について十分に協議し、不利益変更を生じさせないことを前提に、子どもたちへより良い給食を提供するために、安心して働ける雇用安定と、経験を十分に発揮できる労働条件として、下記のとおり改善を、組合員の総意を持って要求します。

なお、回答につきましては、10月11日までに誠意をもって文書にてお願いします。

記

1. 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。
2. 会計年度任用職員制度への移行について協議すること。
 - (1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理支援員を正規職員として移行すること。
 - (2) 会計年度任用職員に移行することになった時は、学校給食従事員と同じ労働条件とするために以下の改善をすること。
 - ① 雇用は、年金接続まで継続雇用をすること。
 - ② 賃金は、学校給食従事員と同じとし、1年毎に4号給昇給すること。
 - ③ 地域手当を支給すること。
 - ④ 期末手当に勤勉手当を含め支給すること。
 - ⑤ 退職金制度は、今まで勤務した年数で制度化すること。
 - ⑥ リフレッシュ休暇を制度化すること。
 - ⑦ 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。